

令和6年12月から新たな医療費助成事業が始まります。

## 第二種健康診断特例区域治療支援事業

★第二種健康診断受診者証を所持している方を対象とした、  
**被爆者と同等の医療費助成を行う事業**が始まります。

### 1. 事業の概要

#### ➤ 医療費助成の範囲

令和6年12月1日から、以下を除き、全ての医療費が助成の対象になります。

※対象外の疾病（被爆者と同じ）

- ①原子爆弾投下以前にかかった精神疾患      ②遺伝性疾病      ③先天性疾病  
④むし歯のうち軽いむし歯（C1、C2、Ce）

#### ➤ 事業の対象者

- ・11種類の障害を伴う疾病に罹患している方が対象です
- ・受給者証の交付申請をしていただく必要があります

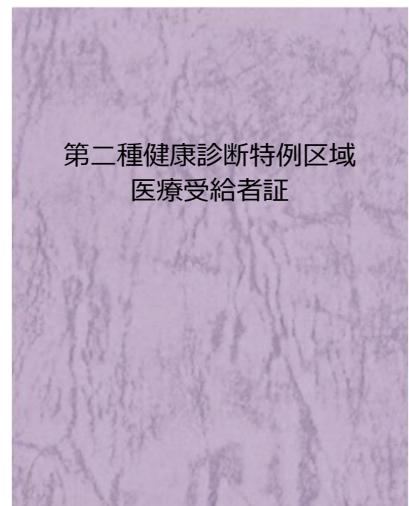
※11種類の障害（代表的な疾病）

- ①造血機能障害 ②肝臓機能障害 ③細胞増殖機能障害 ④内分泌腺機能障害  
(鉄欠乏性貧血など) (肝硬変など) (悪性新生物など) (糖尿病など)  
⑤脳血管障害 ⑥循環器機能障害 ⑦腎臓機能障害 ⑧水晶体混濁による視機能障害  
(くも膜下出血など) (高血圧性心疾患など) (慢性腎不全など) (白内障など)  
⑨呼吸器機能障害 ⑩運動器機能障害 ⑪潰瘍による消化器機能障害  
(肺気腫など) (変形性関節症など) (胃潰瘍など)

※受給者証

- ・第二種健康診断特例区域医療受給者証が新たに交付されます。
- ・長崎市より申請内容の審査の上、郵送します。
- ・有効期限はありません。（更新は不要です。）

第二種健康診断特例区域  
医療受給者証



※画像はイメージです

## 2. 申請までの流れ

第二種健康診断受診者証を持っている

1 1種類の障害を伴う疾病の有無

ある

ない

【新事業】

第二種健康診断特例区域  
医療受給者証

※原爆投下時に  
胎児だった方  
はこちら

交付を  
希望

被爆体験に基づく精神疾患がある方

被爆体験者  
精神医療受給者証

交付を  
希望

※交付申請希望の方には、  
申請書を送付しますのでお問い合わせください。

- ①かかりつけの医療機関において、11疾病に罹患していることがわかる所定の診断書を作成。  
※診断書作成費用は自己負担となります
- ②所定の診断書、申請書兼同意書、第二種健康診断受診者証の写し、の3点を長崎市へ提出  
※令和6年12月1日より申請受付を開始します
- ③長崎市から受給者証を交付（郵送します）  
※申請から交付まで、およそ1~2ヶ月かかる場合があります
- ④令和6年度内に受給者証の申請をいただいた方は、12月1日～受給者証が届くまでの間の医療費の自己負担分を、長崎市へ請求できます。  
医療機関での受診時には自己負担分をお支払いいただき、領収書の保管をお願いいたします。

### 問い合わせ先

第二種健康診断受診者証をお持ちの方 ※千葉県にお住まいの方

長崎市 原爆被爆対策部 調査課 拡大地域支援係

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 TEL 095-829-1290

※千葉県にお住まいの方は、長崎市が申請・問い合わせ先となります。